第4期 横浜市子ども・子育て会議

第1回 子育て部会

日時: 平成 31 年 1 月 22 日 (火)

午後6時~8時

場所:神奈川県中小企業センタービル

14 階多目的ホール

議事次第

- 1 開会
- 2 報告事項

「横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握の ための調査」結果について

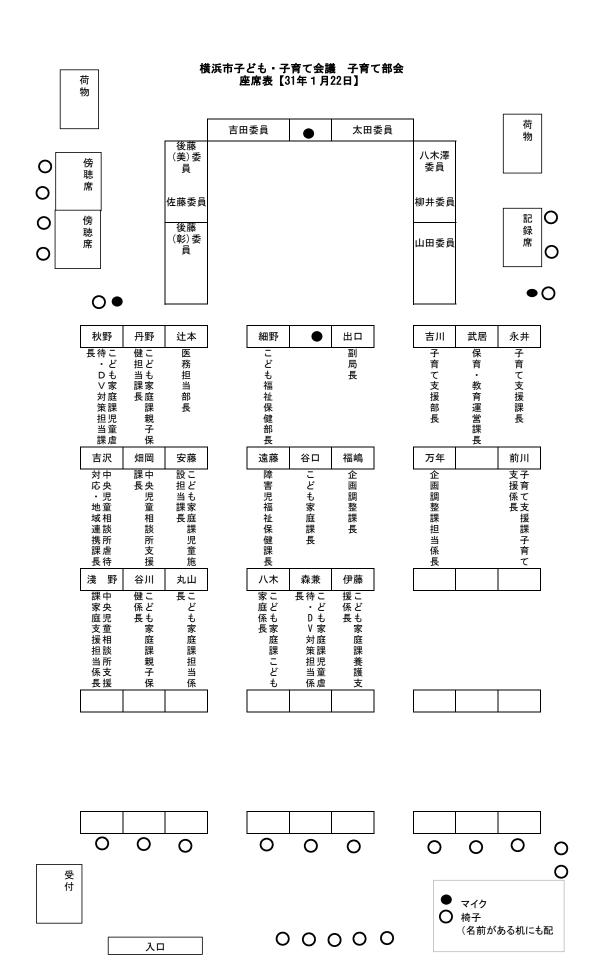
3 議題

- (1) 次期「横浜市子ども・子育て支援事業計画」における「量の見込み」(案) について
- (2) その他

4 閉会

[配付資料]

- 資料1 横浜市子ども・子育て会議子育て部会 委員名簿
- 資料2 横浜市子ども・子育て会議子育て部会 事務局名簿
- 資料3 横浜市子ども・子育て会議条例
- 資料4 横浜市子ども・子育て会議運営要綱 ※平成30年8月1日改正
- 資料5 「横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握の ための調査」結果について
- 資料 6 次期「横浜市子ども・子育て支援事業計画」における保育・教育及び 地域子ども・子育て支援事業に関する「量の見込み」(案) について



資料1

横浜市子ども・子育て会議 委員名簿【30年11月~32年10月】

<子育て部会>

	所属・役職等		委 員
1	小田原短期大学 学長	0	きゅう きゅう きゅう きゅう はまり は は は は は は は は は は は は は は は は は は
2	一般社団法人横浜市医師会 常任理事	0	ままた けいぞう 太田 恵蔵
3	横浜商工会議所 女性会 副会長		後藤 美砂子
4	横浜市社会福祉協議会 児童福祉部会		まとう しんいちょう 佐藤 慎一郎
5	市民委員		なんぱ ゆうこ 難波 裕子
6	横浜障害児を守る連絡協議会 副会長		ゃぎされ まな 八木澤 恵奈
7	横浜地域連合 副議長		がは、 けんいち 柳井 健一
8	よこはま一万人子育てフォーラム 世話人		ゃ _{まだ み} ょこ 山田 美智子
9	神奈川県小児保健協会 会長	臨	ヹゟヹヹ゚ヹ゚゚ゟ゚゚゚゚ゟ゚゚゚゚゚゚ゟ゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚ヹ゚゚゚゚゚゚゚゚

◎:部会長 ○:職務代理者 臨:臨時委員

横浜市子ども・子育て会議 子育て部会事務局名簿

こども**青少年局** 平成30年4月1日現在

区分	ツ牛同 所 属	<u> </u>
<u> </u>	こども青少年局副局長(総務部長)	出口洋一
部	こども青少年局医務担当部長	辻 本 愛 子
長	子育て支援部長	吉川直友
	こども福祉保健部長	細 野 博 嗣
	企画調整課長	福嶋誠也
-	子育て支援課長	永 井 由 香
	保育·教育運営課長	武 居 秀 顕
課	保育·教育運営課運営指導等担当課長	小 田 繁 治
	こども家庭課児童虐待・DV対策担当課長	秋 野 奈緒子
	こども家庭課児童施設担当課長	安藤 敦久
長	こども家庭課親子保健担当課長	丹 野 久 美
	障害児福祉保健課長	遠藤文哉
	中央児童相談所支援課長	畑 岡 真 紀
	中央児童相談所虐待対応·地域連携課長	吉 沢 賢 治
	企画調整課企画調整係長	三 堀 浩 平
	企画調整課担当係長	万 年 邦 佳
	子育て支援課子育て支援係長	前川周
	子育て支援課担当係長	矢 原 亜 紀
	子育て支援課担当係長	佐々木 誠 幸
係	保育·教育運営課運営調整係長	大 槻 彰 良
	保育·教育運営課指導等担当係長	長 田 和 彦
	こども家庭課児童虐待・DV対策担当係長	森 兼 亜紀子
	こども家庭課養護支援係長	伊藤 亜希
-	こども家庭課親子保健係長	谷 川 みちる
-	こども家庭課担当係長	丸 山 尚 子
長	こども家庭課担当係長	藤浪博子
	障害児福祉保健課担当係長	柄 洋 平
	障害児福祉保健課整備担当係長	畠 山 重 徳
	障害児福祉保健課担当係長	土 屋 友 美
	障害児福祉保健課担当係長	酒 井 拓 水
	中央児童相談所支援課家庭支援担当係長	淺 野 信

事務担当

1-1/1 1				
こども家庭課長	谷	日	千 尋	
こども家庭課こども家庭係長	八	木	慶 子	

(平成27年4月1日施行版)

横浜市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。)第77条 第1項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第25条等の規定に基づき、横 浜市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 子育て会議は、次に掲げる事務を行うものとする。
 - (1) 支援法第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
 - (2) 認定こども園法第 17 条第 3 項、第 21 条第 2 項及び第 22 条第 2 項並びに横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例(平成 26 年 9 月横浜市条例第 46 号)第 4 条の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。
 - (3) その他支援法第6条第1項に規定する子ども等に係る施策に関し市長が必要と認める事項を調査審議すること。
 - 2 支援法第61条第1項の規定に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画は、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条第1項の規定に基づく市町村行動計画と一体のものとして策定し、及び評価するため、子育て会議は、当該市町村行動計画の策定及び当該市町村行動計画の実施状況に係る評価についての調査審議を併せて行うものとする。

(組織)

- 第3条 子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。
- 2 委員は、支援法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者 その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

- 第5条 市長は、子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるとき は、臨時委員若干人を置くことができる。
- 2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。
- 3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

- 第6条 子育て会議に委員長及び副委員長1人を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第7条 子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長が行う。
- 2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員 長の決するところによる。

(部会)

- 第8条 子育て会議に、部会を置くことができる。
- 2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。
- 5 第6条第3項の規定は部会長の職務について、前条(第1項ただし書を除く。)の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第3項並びに前条第1項本文及び第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第6条第3項及び前条中「子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第9条 委員長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 子育て会議の庶務は、こども青少年局において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が 子育て会議に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 第3条第2項の規定により平成27年4月1日に任命される委員の任期は、第4条第1 項本文の規定にかかわらず、同日から平成28年10月31日までとする。

附 則 (平成 26 年 9 月条例第 59 号)

(施行期日)

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 横浜市子ども・子育て会議条例第1条に規定する子育て会議は、この条例の施行の日前においても、就 学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律による改正 後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号) 第17条第3項の規定によりその権限に属させられる事項について、この条例による改正後の横浜市子ど も・子育て会議条例の規定の例により、調査審議することができる。

附 則 (平成 27年2月条例第 12号)

(施行期日)

1 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の施行の日から施行する。ただし、附則を附則第1項とし、同項に見出しを付し、附則に1項を加える改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

横浜市子ども・子育て会議運営要綱

制定 平成 27 年 3 月 5 日 こ企第1019号(局長決裁) 最近改正 平成 30 年 8 月 1 日 こ企第142号(局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市子ども・子育て会議条例(平成25年3月横浜市条例第18号。以下「条例」という。)に基づき設置される、横浜市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(部会)

第2条 子育て会議は、条例第8条に基づき次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲 げる事項を調査審議する。

lim A Linds	and the trait of the
部会の名称	調査審議事項
子育て部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関すること(条
	例第2条第1項第1号及び第2条第2項関係)
保育·教育部	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関すること(条
会	例第2条第1項第1号及び第2条第2項関係)
	2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認及び利用定員
	の設定に関すること(条例第2条第1項第1号関係)
	3 幼保連携型認定こども園の認可等に関すること(条例第2条第1
	項第2号関係)
	4 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関すること
	(条例第2条第1項第3号関係)
	5 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関するこ
	と(条例第2条第1項第3号関係)
	6 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関するこ
	と(条例第2条第1項第3号関係)
	7 幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園の審査に関すること(条例第
	2条第1項第3号関係)
	8 子ども・子育て支援法に係る支給認定、利用者負担額等に関する
	こと(条例第2条第1項第3号関係)
放課後部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関すること(条
	例第2条第1項第1号及び第2条第2項関係)
青少年部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関すること(条
	例第2条第1項第1号及び第2条第2項関係)

- 2 部会は、必要に応じ部会長が招集する。
- 3 保育・教育部会における次の事項の決定は、子育て会議の決定とみなす。ただし、 次回の子育て会議に報告しなければならない。
- (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること(条例第2条第1項第1号関係)
- (2) 幼保連携型認定こども園の認可等に関すること(条例第2条第1項第2号関係)
- (3) 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関すること(条例第2条第1

項第3号関係)

- (4) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関すること(条例第2条第 1項第3号関係)
- (5) 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関すること(条例第2条 第1項第3号関係)
- (6) 幼稚園 2 歳児受け入れ推進事業実施園の審査に関すること(条例第 2 条第 1 項第 3 号関係)

(委員長又は部会長の専決事項)

- 第3条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、子育て会議を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の子育て会議に報告しなければならない。
- 2 第1項の規定は、第2条第3項について、部会長に準用する。この場合において、 第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第1項中「子育て会議」とあるのは 「部会の会議」と読み替えるものとする。

(会議の公開)

第4条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第31条の規定により、子育て会議(部会の会議を含む。)については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

- 第5条 委員長は、子育て会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。
- 2 第1項の規定は、部会長に準用する。この場合において、第1項中「委員長」と あるのは「部会長」と、第1項中「子育て会議」とあるのは「部会の会議」と読み 替えるものとする。

(守秘義務)

第6条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も同様とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が子育て会議に 諮って定める。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

「横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査」結果について

「横浜市子ども・子育て支援事業計画」(以下「計画」という。)については、現行計画の計画期間が平成31年度までとなっています。来年度(31年度)末の次期計画(計画期間:32年度~36年度)策定に向けて、子育てをされているご家庭の現状とニーズを把握するため、アンケート調査を実施しましたのでご報告します。

1 調査の種類

- (1) 未就学児童の保育等に関する現状及び保護者の利用ニーズ把握のための調査
- (2) 小学生の放課後等に関する現状及び保護者の利用ニーズ把握のための調査

2 抽出方法・抽出(発送)数

住民基本台帳から無作為抽出 (世帯重複がないよう抽出)

(1) 未就学児調査 62,677人(前回(平成25年):65,590人)

(2) 小学生調査 66,358 人 (前回(平成 25 年): 66,190 人) 合計 129,035 人 (前回(平成 25 年): 131,780 人)

3 調査期間

平成 30 年 6 月 14 日 ~ 7 月 10 日 (前回:平成 25 年 7 月 26 日 ~ 8 月 23 日)

4 調査票の回収状況

	平成30年	(今回)	〈参考〉平成25	年(前回)	
	回収数	回収率	回収数	回収率	
(1) 未就学児調査	28, 721	45. 8%	31, 374	47.8%	
(2) 小学生調査	30, 738	46. 3%	28, 718	43.4%	
合計	59, 459	46. 1%	60, 092	45. 6%	

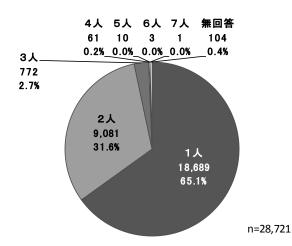
【未就学児調査】(一部抜粋)

1 子どもと家族の状況

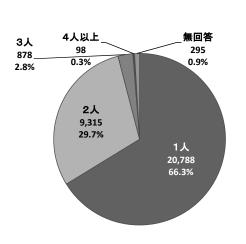
問3 あて名のお子さんを含めたお子さんの人数をお伺いします。

【子どもの人数】

<今回調査>



<5年前調査>



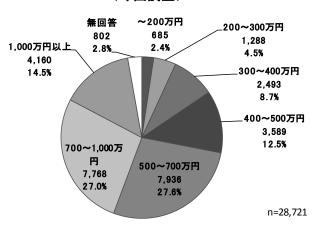
N=31,374

○子どもの人数は1人の世帯が65.1%を占め、2人の世帯が31.6%、3人以上の世帯は約3%である。5年前と比べて、子どもが2人の世帯が29.7%→31.6%と1.9ポイント増加している。

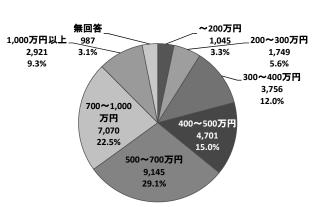
問7 世帯の年収をお伺いします。(1つに〇)

【世帯の年収】

<今回調査>



く5年前調査>



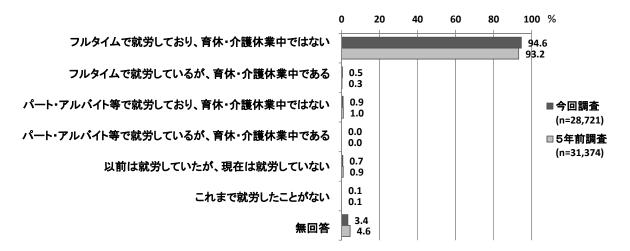
N=31,374

〇世帯の年収は「500~700万円」が27.6%でもっとも多く、次いで「700~1,000万円」が27.0%となっている。5年前と比べると700万円以上の割合が31.8%→41.5%と9.7ポイント増えている。

2 保護者の就労状況

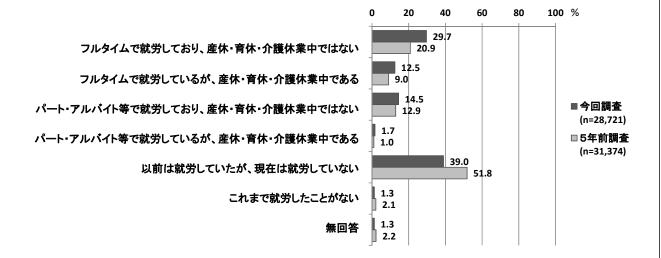
問10 父親の就労状況(自営業及びその家族従事者含む)をお伺いします。(1つに〇)

【父親の就労状況】



問11 母親の就労状況(自営業及びその家族従事者含む)をお伺いします。(1つに〇)

【母親の就労状況】

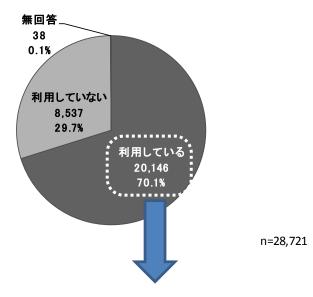


- 〇父親は育休中等を含む「フルタイム」が95.1%で、「パート・アルバイト等」(0.9%)を合わせると96.0%が就労しており、5年前(94.5%)と比べて1.5 ポイント増加している。
- 〇母親は育休中等を含む「フルタイム」が 42.2%で、「パート・アルバイト等」(16.2%) を合わせると 58.4%が就労しており、5年前(43.8%) と比べて 14.6 ポイント増加している。

3 日中の定期的な教育・保育事業の利用

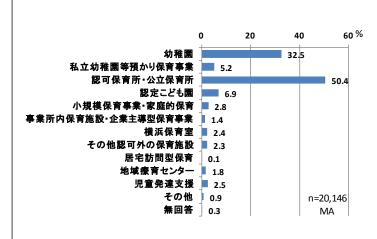
問 15 あて名のお子さんは現在、幼稚園や保育所などの「日中の定期的な教育・保育の事業」を利用されていますか。(1つに〇)

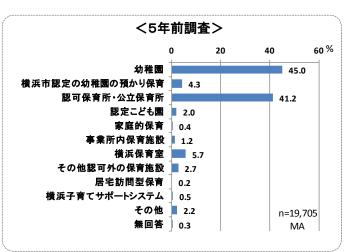
【利用の有無】



問 15-1 問 15 で「1. 利用している」に〇をつけた方にお伺いします。
次のどのような教育・保育の事業を利用していますか。
年間を通じて「定期的に」利用している事業をお答えください。(あてはまるものすべてに〇)。

【利用している事業】





○利用の有無について、「利用している」が70.1%となっており、そのうち幼稚園が32.5%、私立幼稚園等預かり保育事業が5.2%、認可保育所・公立保育所が50.4%、認定こども園が6.9%となっている。5年前と比べると、認可保育所・公立保育所の利用が41.2%→50.4%と9.2ポイント増加している。

「日中に定期的に利用している教育・保育事業」―子どもの年齢別

			問15-1 定期的に利用している教育・保育の事業												
		合計		稚園等	認可保 育所・ 公立保 育所	認定こども園	小規模事 保 ・ ・ ・ ・ ・ の に う う に う に う に う に う に う に う に う に う	事内施企導育・主保業	横浜保育室	認可外	居宅訪 問型保 育	地域療育センター	児童発達支援	その他	無回答
	全体	20, 146	32. 5	5. 2	50. 4	6.9	2. 8	1.4	2. 4	2.3	0.1	1.8	2.5	0.9	0.3
問2 年齢	0歳	1, 140	0.7	0.4	79. 5	0.8	7. 0	2.9	5. 4	2.2	0.6	0.4	0.5	0.6	0.4
	1歳	2, 393	0.6	0.4	72.0	2.1	9. 9	4.7	6.0	3.6	0.0	0.2	0.4	0.8	0.4
	2歳	2, 949	10.6	0.7	63. 5	4.4	7. 2	2.6	4. 5	3.9	0.2	1.0	1.7	2.8	0.5
	3歳	4, 426	42. 5	5.3	44. 3	8.0	0. 1	0.5	1. 1	2.1	0.1	1.9	2.3	0.7	0.4
	4歳	4, 518	46. 4	7.8	40. 2	9.4	0.3	0.5	0.9	1.7	0.1	2.3	2.9	0.4	0.3
	5歳	4, 423	48.7	9.1	38. 9	8.9	0.2	0.3	0.9	1.5	0.1	3.0	4.4	0.4	0.3

〇子どもの年齢別にみると、O歳から3歳までは「認可保育所・公立保育所」が44.3%~79.5%ともっとも多い。4歳と5歳では「幼稚園」が46.4%と48.7%でもっとも多い。

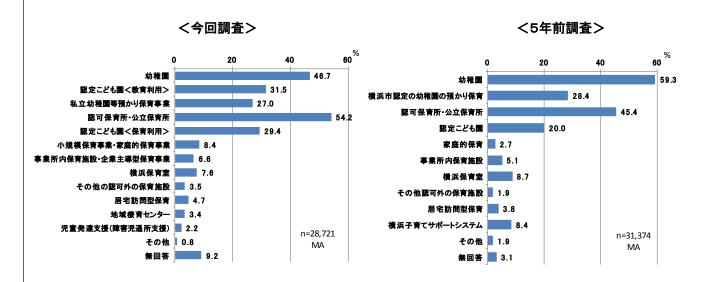
4 平日の日中に定期的に利用したい教育・保育事業

次の質問は、本アンケート回答時点で「幼児教育・保育の無償化」が実施されていると仮定してお答えください。 なお、無償化の対象かどうかは、あて名のお子さんの現在の年齢でみてください。

問 16 現在、利用している、利用していないにかかわらず、あて名のお子さんの平日の日中の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業をお答えください。

(あてはまるものすべてにO)

「平日の日中に定期的に利用したい教育・保育事業」-5年前との比較



「平日の日中に定期的に利用したい教育・保育事業」一子どもの年齢別

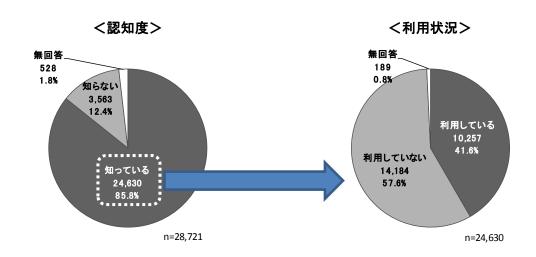
問16 平日の日中の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業																
		合計	幼稚園	ども園	稚園等	育所・ 公立保	認ど<利用>	小保業庭育・的事	事内施企導育 業保設業型事 が主保業	育室	その紹介の保育施設	居宅訪問型保育	地域療ンター	児達 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	その他	無回答
	全体	28, 721	46. 7	31.5	27.0	54. 2	29.4	8.4	6.6	7.6	3. 5	4.7	3.4	2. 2	0.8	9. 2
問2 年齢	0歳	5, 144	46.0	32.8	22.0	69.8	43.9	18.9	12.5	16.4	6.4	5.3	2.4	1. 1	0.8	7. 2
	1歳	4,845	46.5	33.3	25. 1	62. 5	35.0	12. 2	8.0	9.5	3.8	5. 2	2.2	1.4	0.9	8.6
	2歳	4,679	47.9	32. 7	28.5	54. 4	29. 1	7. 1	5.6	6. 1	2.9	4.6	3. 1	2.0	0.8	8.8
	3歳	4,625	46.5	30.6	28.7	49.0	23.8	4.4	4.7	4.5	2.6	5.0	4.0	2.4	0.8	8.8
	4歳	4, 581	46.8	29.6	29. 5	44. 3	22. 2	3.3	4.2	4.0	2.4	3.8	4.4	3. 2	0.4	10.7
	5歳	4, 450	47.1	29.8	29. 2	42.8	20.4	3.3	3.6	3.9	2. 1	4. 1	4.4	3.4	0.7	10.8

- ○「幼稚園」が46.7%、「認定こども園<教育利用>」が31.5%、「私立幼稚園等預かり保育事業」が27.0%、「認可保育所・公立保育所」が54.2%、「認定こども園<保育利用>」が29.4%となっている。5年前と比べると「認定こども園」や「認可保育所・公立保育所」が増加している。 ○子どもの年齢別にみると、○歳から3歳までは「認可保育所・公立保育所」が49.0%~69.8%と
- もっとも多く、4歳と5歳では「幼稚園」が46.8%と47.1%でもっとも多い。

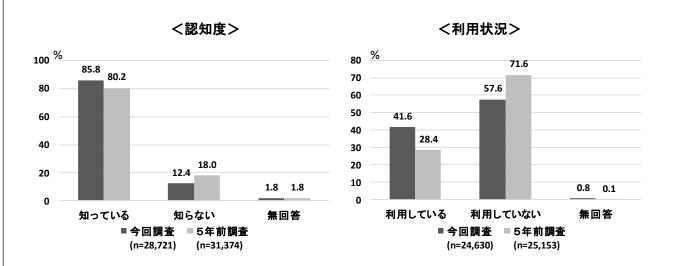
5 親子の居場所の認知と利用

問 22 下記の「親子の居場所」について、それぞれの親子の居場所を知っているか、利用の有無とその 目的・理由、現在利用している一月あたりの日数について、それぞれお答えください。

【地域子育て支援拠点】



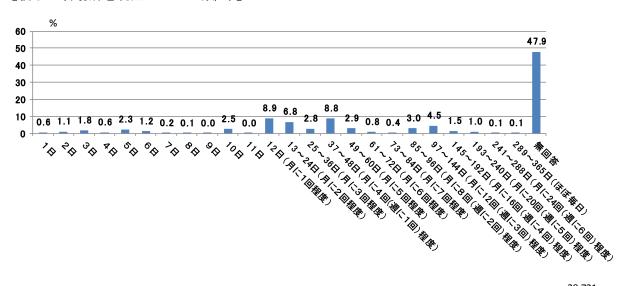
「地域子育て支援拠点の認知と利用」-5年前との比較



〇「地域子育て支援拠点」の認知度は 85.8%と高く、知っている人の 41.6%が利用している。 5 年前と比べて、認知度は 5.6 ポイント、利用は 13.2 ポイント増加している。

問 22-1 「親子の居場所」について、今後、どれくらい利用したいですか。

【親子の居場所を利用したい日数/年】



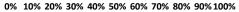
n=28,721

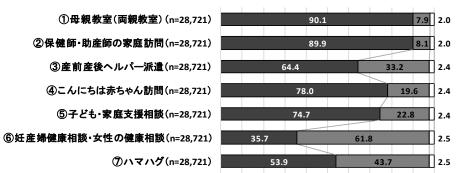
〇親子の居場所を利用したい日数/年は、「12日(月に1回程度)」(8.9%)と「37~48日(月に4回程度)」(8.8%)が多い。

6 子育て支援に関する事業の認知と利用

問 26 下記の事業で知っているものや、これまでに利用したことがあるもの、今後、利用したいと思う ものをお答えください。

【知っている事業】

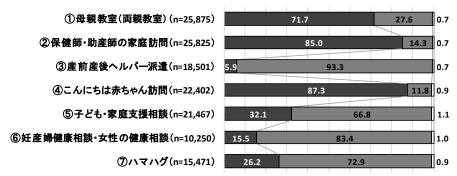




■知っている ■知らない □無回答

【(知っている人のうち)これまでに利用したことがある事業】

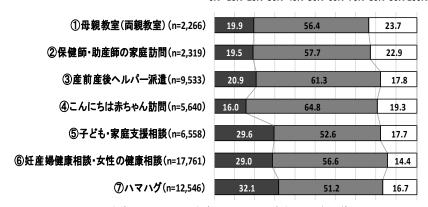
0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%



■利用したことがある ■利用したことはない □無回答

【(知らない人のうち)今後利用したい事業】

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%



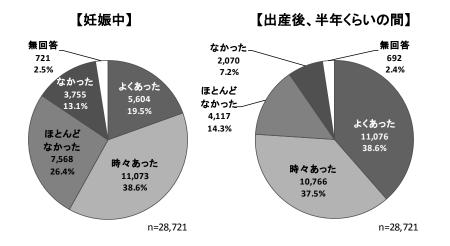
■今後利用したい ■今後利用したいと思わない □無回答

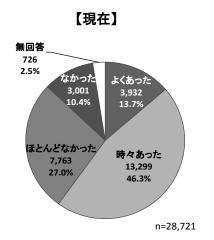
- 〇「知っている事業」は、「母親教室(両親教室)」が90.1%、「保健師・助産師の家庭訪問」が89.9%で多い。
- 〇「(知っている人のうち) 利用したことがある事業」は「こんにちは赤ちゃん訪問」が87.3%、「保健師・助産師の家庭訪問」が85.0%で多い。
- 〇「(知らない人のうち) 今後利用したい事業」は「ハマハグ」が32.1%、「子ども・家庭支援相談」が29.6%で多い。

7 子育てで不安を感じたり自信が持てなくなることの有無

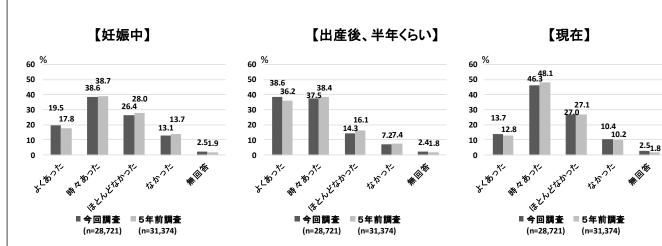
問 47 妊娠中から現在までで、子育てについて、不安を感じたり自信が持てなくなることがありますか。

(それぞれ1つに〇)





「子育てで不安を感じたり自信が持てなくなることの有無」-5年前との比較

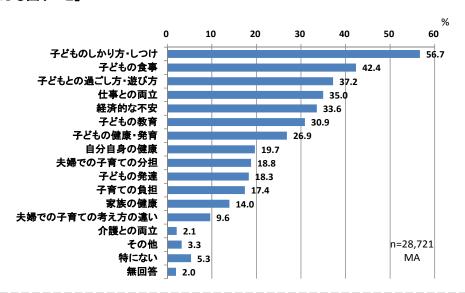


○「よくあった」「時々あった」を合わせると、「妊娠中」が58.1%、「出産後、半年ぐらいの間」が76.1%、「現在」が60.0%となっている。5年前と比べると、「よくあった」が、「妊娠中」「出産後、半年ぐらいの間」「現在」のいずれにおいても増えている。

8 子育てに関する困りごと

問 48 現在、子育てをしていて感じている困りごとは何ですか。(あてはまるものすべてにO)

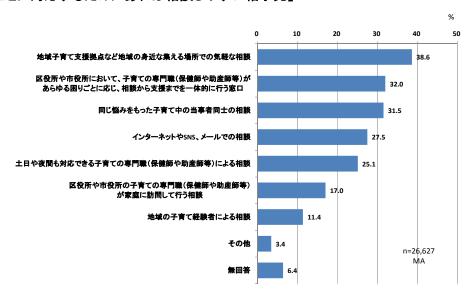
【子育てをしていて感じる困りごと】



○「子どものしかり方・しつけ」が56.7%でもっとも多く、次いで「子どもの食事」が42.4%、「子どもとの過ごし方・遊び方」が37.2%、「仕事との両立」が35.0%となっている。

問 49 子育でに関する困りごとに具体的に対応するために、どのような相談先があれば相談しやすいですか。(あてはまるものすべてにO)

【困りごとに対応するためにあれば相談しやすい相手先】

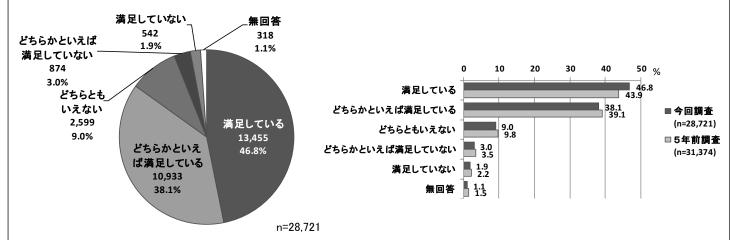


○困りごとに対応するためにあれば相談しやすい相手先は、「地域子育て支援拠点など地域の身近な集える場所での気軽な相談」が38.6%でもっとも多く、次いで「区役所や市役所において、子育ての専門職(保健師や助産師等)があらゆる困りごとに応じ、相談から支援までを一体的に行う窓口」が32.0%、「同じ悩みをもった子育て中の当事者同士の相談」が31.5%となっている。

9 子どもを育てている現在の生活の満足度

問51 子どもを育てている現在の生活に満足していますか。(1つに〇)

「子どもを育てている現在の生活の満足度」-5年前との比較



○「満足している」(46.8%) と「どちらかといえば満足している」(38.1%) を合わせると 84.9%で、5年前(83.0%) と比べて 1.9 ポイント増えている。

【小学生調査】(一部抜粋)

10 子どもと家族の状況

問4 あて名のお子さんを含めたお子さんの人数をお伺いします。

【子どもの人数】

<今回調査>

4人以上 801 2.6% 3人 5,217 17.0% 1人 7,574 24.6%

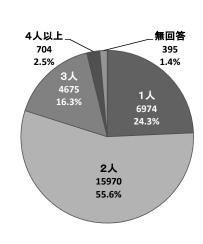
2人

16,824

54.7%

n=30,738

<5年前調査>



N=28,718

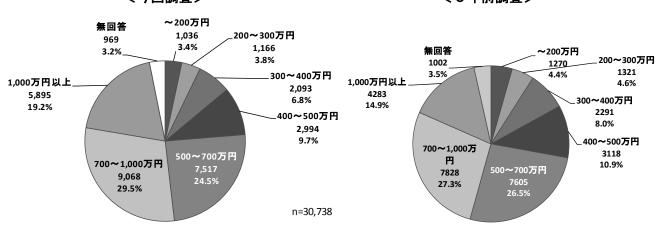
○子どもの人数は2人の世帯が54.7%を占め、1人の世帯は24.6%、3人以上の世帯は19.6%となっている。5年前と比べると、子どもが3人以上の世帯が18.8%→19.6%と0.8 ポイント増加している。

問8 世帯の年収をお伺いします。(1つに〇)

【世帯の年収】

<今回調査>

<5年前調査>



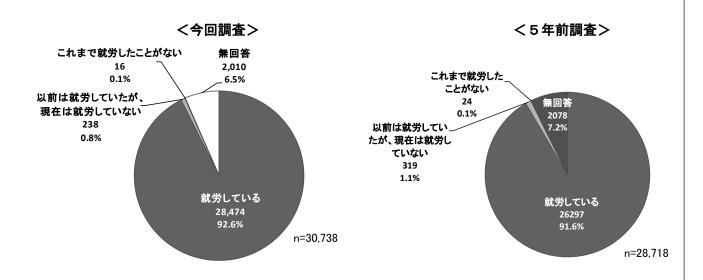
N=28,718

〇世帯の年収は「700〜1,000 万円」が 29.5%でもっとも多く、次いで「500〜700 万円」が 24.5%となっている。 5年前と比べると 700 万円以上の割合が 42.2%→48.7%と 6.5 ポイント増えている。

11 保護者の就労状況

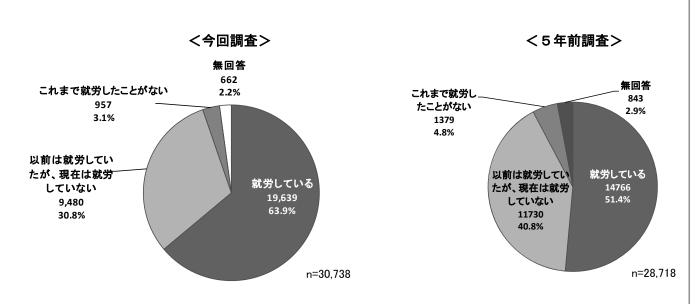
問9 父親の就労状況(自営業及びその家族従事者含む)をお伺いします。(1つに〇)

【父親の就労状況】



問 10 母親の就労状況(自営業及びその家族従事者含む)をお伺いします。(1つに〇)

【母親の就労状況】

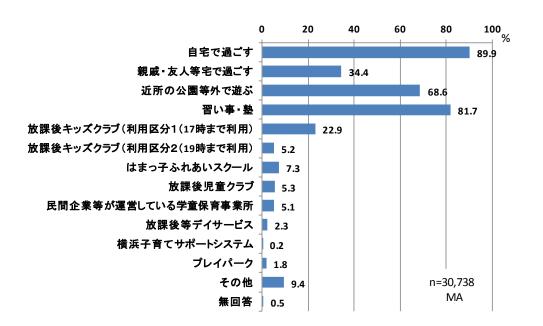


○父親の92.6%は就労しており、5年前(91.6%)と比べると 1.0 ポイント増加している。 ○母親の63.9%は就労しており、5年前(51.4%)と比べると 12.5 ポイント増加している。

12 放課後等の時間の過ごし方

問 12 通常期(学校の長期休業中を除く)の月~日曜日の放課後等の時間(土曜日、日曜日は一日中を想定)にどのように過ごしているか(事業を利用しているか)をお答えください。

(複数回答可)

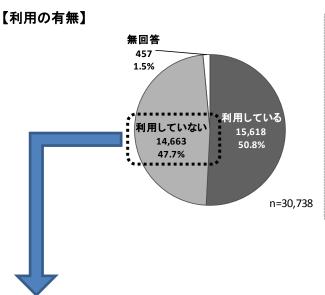


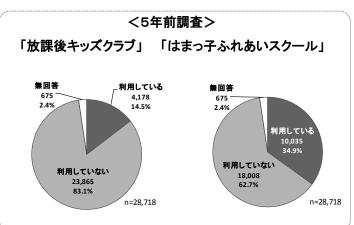
〇「自宅で過ごす」が89.9%でもっとも多く、次いで「習い事・塾」が81.7%、「近所の公園等外で 遊ぶ」が68.6%となっている。

13 「放課後キッズクラブ」又は「はまっ子ふれあいスクール」の利用

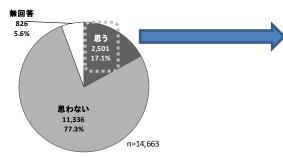
問 14 お子さんの通う小学校にある「放課後キッズクラブ」又は「はまっ子ふれあいスクール」に ついて、以下の質問にお答えください。

「放課後キッズクラブ」又は「はまっ子ふれあいスクール」を利用していますか?(いずれかにO)

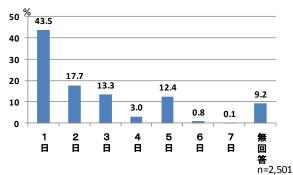




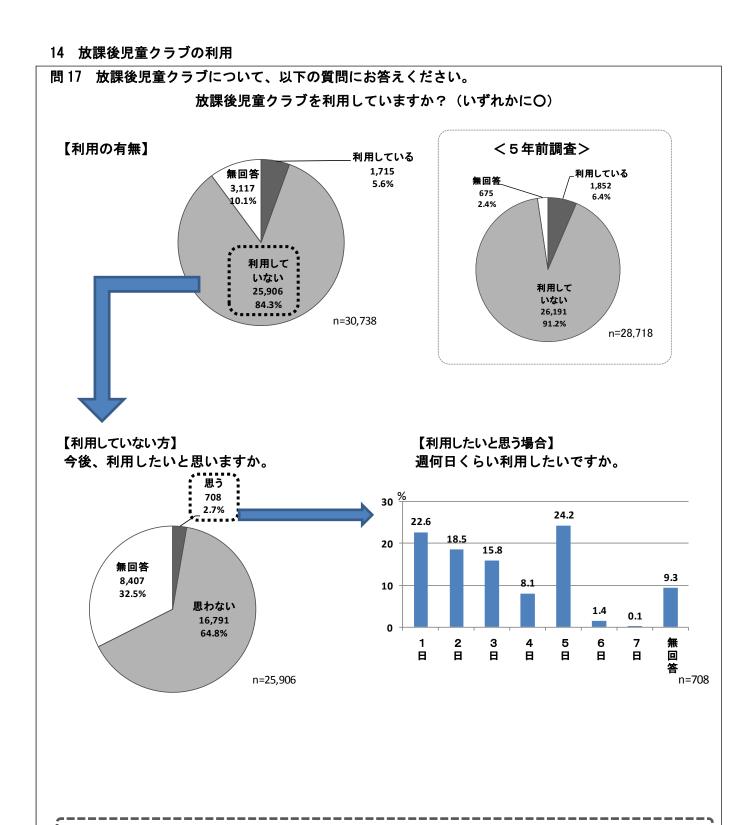
【利用していない方】 今後、利用したいと思いますか。



【利用したいと思う場合】 週何日くらい利用したいですか。



- 〇利用している人は 50.8%で、5年前(放課後キッズクラブ 14.5%と、はまっ子ふれあいスクール 34.9%を合わせて 49.4%)と比べると、1.4 ポイント増えている。
- 〇利用していない人(47.7%)のうち今後利用したいと思う人は17.1%で、利用希望日数は「週1日」が43.5%でもっとも多い。

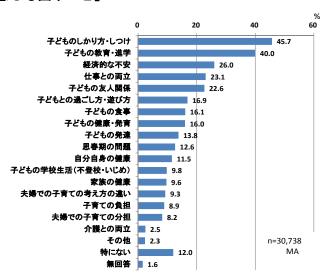


○利用している人は 5.6%で、5年前(6.4%)と比べると、0.8 ポイント減っている。 ○利用していない人(84.3%)のうち今後利用したいと思う人は 2.7%で、利用希望日数は「週5日」が 24.2%でもっとも多い。

15 子育てに関する困りごと

問 37 現在、子育てをしていて感じている困りごとは何ですか。(あてはまるものすべてにO)

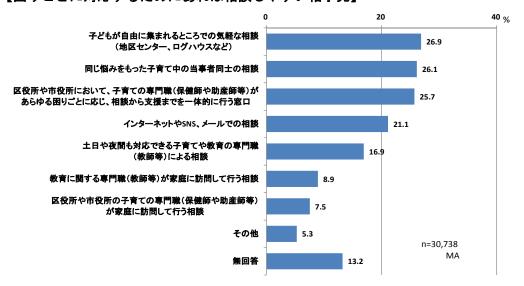
【子育てをしていて感じる困りごと】



○「子どものしかり方・しつけ」が 45.7%でもっとも多く、次いで「子どもの教育・進学」が 40.0%、「経済的な不安」が 26.0%、「仕事との両立」が 23.1%となっている。

問 38 子育てに関する困りごとに具体的に対応するために、どのような相談先があれば相談しやすいですか。(あてはまるものすべてに〇)

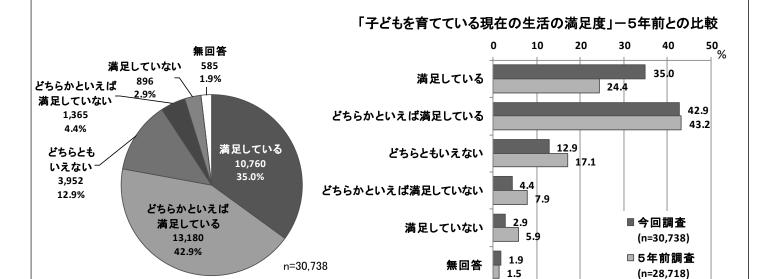
【困りごとに対応するためにあれば相談しやすい相手先】



○困りごとに対応するためにあれば相談しやすい相手先は、「子どもが自由に集まれるところでの気軽な相談」が26.9%でもっとも多く、次いで「同じ悩みをもった子育て中の当事者同士の相談」が26.1%、「区役所や市役所において、子育ての専門職(保健師や助産師等)があらゆる困りごとに応じ、相談から支援までを一体的に行う窓口」が25.7%となっている。

16 子どもを育てている現在の生活の満足度

問39 子どもを育てている現在の生活に満足していますか。(1つに〇)



〇「満足している」(35.0%) と「どちらかというと満足している」(42.9%) を合わせると 77.9% で、5年前(67.6%)と比べると 10.3 ポイント増えている。

次期「横浜市子ども・子育て支援事業計画」における保育・教育及び地域子ども・子育て 支援事業に関する「量の見込み」(案)について

【趣旨】

- ◆ 「横浜市子ども・子育て支援事業計画」(以下「計画」)には、子ども・子育て支援法に基づき、 保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する各年度の「量の見込み」(ニーズ量)及び 量の見込みに対応する「確保方策」(確保量)を記載しています。
- ◆ 現行計画の計画期間が 31 年度までとなっていることから、次期計画(計画期間: 32 年度~36 年度)の策定に向けて、「量の見込み」及び「確保方策」の検討を進めます。
- ◆ 本部会で所掌する事業(次頁参照)に関する「量の見込み」については本日及び1月31日、「確保方策」については今年5月頃からご審議いただく予定です。

【次期計画策定までの主なスケジュール (予定)】

平成31年1月~ 各部会において、保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する 「量の見込み」の検討

3月頃 総会において「量の見込み」(暫定値)のとりまとめ

5月頃~ 各部会において、保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する 「確保方策」の検討

7月頃~ 総会・各部会において、計画素案(案)の検討

9月頃 総会において、計画素案(案)(「量の見込み」及び「確保方策」を含む) のとりまとめ

10 月頃 計画素案公表、パブリックコメントの実施

12月頃 各部会において、計画原案(案)の検討

総会において、計画原案(案)とりまとめ

32年3月 計画策定

1 事業計画に「量の見込み」及び「確保方策」を記載する事業

		Alk 1)	-1 1	戸	斤掌部 会	<u>></u>
		事業区分	本市実施事業	子育て	保育 • 教育	放課後
保育	教育	• 保育施設	・認定こども園 ・幼稚園 ・保育所			
• 教 育	地域	型保育事業	・家庭的保育 ・小規模保育 ・居宅訪問型保育 ・事業所内保育		0	
	1	利用者支援に関する事業	・横浜子育てパートナー ・保育・教育コンシェルジュ事業 ・母子保健コーディネーター	0	0	
	2	時間外保育事業	延長保育事業(夕延長)		0	
	3	放課後児童健全育成事業	・放課後児童クラブ・放課後キッズクラブ(一部)			0
	4	子育て短期支援事業	・ショートステイ・トワイライト・ステイ・母子生活支援施設緊急一時保護事業	0		
地 域	5	乳児家庭全戸訪問事業	・こんにちは赤ちゃん訪問事業	0		
地域子ども・っ	6	養育支援訪問事業及び要保護 児童対策地域協議会その他の 者による要保護児童等に対す る支援に資する事業	・育児支援家庭訪問事業・養育支援家庭訪問事業・要保護児童対策地域協議会	0		
子育て支援事業	7	地域子育て支援拠点事業	・地域子育て支援拠点事業 ・親と子のつどいの広場事業 ・保育所子育てひろば ・幼稚園はまっ子広場事業 等	0		
事業	8	一時預かり事業	・幼稚園での一時預かり・保育所での一時保育・横浜保育室での一時保育・乳幼児一時預かり事業・親と子のつどいの広場での一時預かり・24時間緊急一時預かり・休日保育の一時預かり	0	0	
	9	病児保育事業	・病児保育事業	0		
	10	子育て援助活動支援事業	・横浜子育てサポートシステム事業	0		
	11	妊婦に対して健康診査を 実施する事業	• 妊婦健康診査事業	0		

2 現行計画における「量の見込み」について

(1)算出根拠

計画策定の際、国から、量の見込みの算出にあたっての考え方や算出方法が、全国一律の 参酌標準(参考とするべき基準)として示されました(「基本指針」、「手引き」)。

本市では、これらをもとにして、必要に応じて本市の実情等を加味して、事業ごとに量の 見込みを算出しています。

(2)算出方法

一般的な算出方法としては、対象となる児童数(推計人口)に、利用ニーズ把握のための調査(平成25年度実施)により求めた潜在家庭類型(父母の有無及び就労状況により8種類に分類)の割合と、各事業の利用意向の割合を掛け合わせた値を計画最終年度の31年度の量の見込み(到達点)として算出しています。

また、平成31年度に向けた各年度(27~30年度)の量の見込みについては、25年度の実績値を起点として、31年度の量の見込み(到達点)に向けて平均的に増加(または減少)するものとして算出しています。

量の見込み = 児童数(推計人口) × 潜在家庭類型の割合 × 利用意向の割合

※上記は一般的な計算式であり、事業により算出方法は異なります。

(各事業の具体的な算出方法は「別紙1」、量の見込みは「別紙2」参照)

【参考】潜在家庭類型の種類(国の手引きから抜粋)

タイプ	父母の有無と就労状況
タイプ A	ひとり親家庭
タイプ B	フルタイム×フルタイム
タイプ C	フルタイム×パートタイム
	(就労時間:月 120 時間以上+下限時間~120 時間の一部)
タイプ C'	フルタイム×パートタイム
	(就労時間:月下限時間未満+下限時間~120 時間の一部)
タイプ D	専業主婦 (夫)
タイプ E	パートタイム×パートタイム
	(就労時間:双方が月 120 時間以上+下限時間~120 時間の一部)
タイプ E'	パートタイム×パートタイム
	(就労時間:いずれかが月下限時間未満+下限時間~120時間の一部)
タイプ F	無業×無業

3 次期計画における「量の見込み」について(案)

(1) 次期計画策定に向けて国から示されている内容

国から、あらたに「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の 算出等の考え方」が示されています(平成30年8月24日)。

その中で、量の見込みの算出等の考え方については、「第一期の支援事業計画の作成にあたって示した『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』を基本」とすることとされています。また、利用者支援事業については、「基本型・特定型と母子保健型を分けて記載」すること、「放課後児童健全育成事業及び幼稚園における預かり保育等の取扱いに関する量の見込みの算出方法等については、後日お示しする予定」であることなどが示されています。

(2) 本市における「量の見込み」の算出にあたっての基本的考え方、算出方法

(各事業の具体的な算出方法については「別紙1」のとおり)

- ア 〇現行計画と同様、国の基本指針や手引き等に基づき、対象となる児童数(推計人口) や利用ニーズ把握のための調査(平成30年度実施)結果、事業実績等をもとに、次 期計画の最終年度である平成36年度の量の見込み(到達点)を算出します。
 - ○36 年度に向けた各年度(32~35 年度)の量の見込みについては、潜在的なニーズが徐々に顕在化する(またはニーズが徐々に下がる)と仮定し、現時点での31 年度末の見込値を起点として、36 年度の量の見込み(到達点)に向けて、平均的に増加(または減少)していくものとして算出します。
- イ 各事業の特性や実績など個別事情により、上記アによる算出が適当でない事業については、実情に応じて算出します。
- ※本日お示しする「量の見込み」(案)については、算出に用いている事業実績や推計人口等を計画策定までに最新データに更新することなどにより、変更となる場合があります。

(3) 推計人口について

量の見込みの算出にあたっては、平成27年度の国勢調査結果をもとに本市が29年度に算出した推計人口(以下、「元推計」)を一部補正(※)して使用します。

※補正内容:元推計の30年度の値を実績値に更新(置換)したうえで、元推計における 年度ごとの増減率を使用して32年度以降の推計人口を算出

(単位:人)

				1.22 - 1	. // 1.1-		十四、八
	元推計	実績		推計	人口 (補正	後)	
	平成3	0年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度
0歳	29, 077	27, 561	26, 478	26, 127	25, 881	25, 692	25, 535
1歳	29, 630	29, 210	27, 915	27, 452	27, 092	26, 839	26, 648
2歳	30, 394	30, 098	28, 602	27, 952	27, 484	27, 120	26, 868
3歳	29, 502	30, 621	30, 616	29, 926	29, 243	28, 748	28, 364
4歳	29, 475	30, 310	31, 113	30, 255	29, 577	28, 904	28, 420
5歳	30, 203	31, 105	30, 250	31, 107	30, 249	29, 573	28, 903
0-5歳計	178, 281	178, 905	174, 974	172, 819	169, 526	166, 876	164, 738
6歳	30, 280	30, 565	29, 613	29, 560	30, 393	29, 552	28, 892
7歳	30, 749	31, 450	30, 723	29, 896	29, 840	30, 682	29, 833
8歳	31, 047	31,606	30, 643	30, 475	29, 661	29, 613	30, 440
9歳	31, 018	31, 629	31, 177	30, 611	30, 445	29, 645	29, 597
10歳	31, 275	32,000	31, 584	31, 181	30, 619	30, 445	29, 638
11歳	31, 175	32, 053	31, 802	31, 740	31, 332	30, 753	30, 580
12歳	31, 073	31, 049	31, 282	30, 946	30, 884	30, 488	29, 952
13歳	30, 946	32, 151	32, 400	32, 516	32, 145	32, 082	31, 677
14歳	32, 302	33, 062	31, 825	31, 936	32, 042	31, 679	31,610
15歳	32, 799	33, 301	31, 440	31, 572	31, 688	31, 799	31, 442
16歳	34, 031	34, 003	32, 731	31, 358	31, 493	31, 604	31, 714
17歳	34, 718	34, 250	33, 242	32, 733	31, 366	31, 507	31, 611
合計	559, 694	566, 024	553, 436	547, 343	541, 434	536, 725	531, 724

(4)「量の見込み」(案)について

各事業の「量の見込み」(案)については、「別紙1」及び「別紙2」のとおりです。

					次期	計画(H3	2~H36年度)	現行計画(H27~H31年度)						
地	は子ども・子育	て支援事業					ア 妊婦に対して健	康診査を実施する事業						
		本市事業					妊婦健児	東診査事業						
		事業内容		妊婦の健康管理の充実	壬婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査費用の一部を助成します。									
	対象年齢							_						
	士 注		方法		国「基本指針」による									
			7374				※「手引き」に算	出方法の記載無し						
量の見込み(案)算出の考え	算出	根拠	概要	勘案して、計画期間内 ■「基本指針」を踏まえ 計画最終年度(平成3 三「補助券を利用可能 (1)「補助券を利用可能 ※人口推計における (2)「妊婦一人当たりの	よる望ましたこおける適性を本市においる年度)の量性な妊婦人数とな妊婦人数との歳児の	N基準及び名 のと考えられ ける算出方 の見込み 数」×「妊婦- 数」=「妊娠 毎年度の増 では、31年	-人当たりの平均使用回数」 <u>版届出数」+「妊婦異動届出数」</u> 減率と同様に推移すると見込む。 (H26~H28年実績の平均) 	■国の「基本指針」における参酌標準(要旨) 母子健康法の規定による望ましい基準及び各年度の同法に規定する妊娠の届出件数を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定する。 ■「基本指針」を踏まえた本市における算出方法 「量の見込み(回/年)」=「妊娠届出数(見込)」×89.09%(妊娠届出数に対する出生割合平均)×「40歳以上割合」×7回/年+「妊娠届出数(見込)」×89.09%×「40歳未満割合」×13回/年・40歳以上の出産については、健康診査のうち半数は保険適用となると想定し、7回の利用とした。・40歳以上出産割合は、毎年0.4%増加する見込みで算出した。・40歳未満は、12~14回分の利用と推定していることから、平均13回の利用とした。・40歳未満は、12~14回分の利用と推定していることから、平均13回の利用とした。						
方	1	指標(単位)		延べ受診回数(年間)(回/年)										
		行計画からの 更等の考え方		たことから、この数値を 「補助券を利用可能な ※次期計画から、他	・現行計画策定時は妊婦一人一人の補助券利用実績データを保有していなかったため推定値を用いていたが、母子保健システムの導入により、実績データを取得することが可能となったことから、この数値を採用した。 ・「補助券を利用可能な妊婦人数(※)」は、人口推計におけるO歳児の毎年度の増減率と同様に推移すると見込んだ。 ※次期計画から、他都市から転入者を含むこととする。 ・途中年度(32~35年度)の量の見込みについては、31年度見込値から計画最終年度(36年度)に向けて均等に量が推移するものとして算出。									
豊の日ご	λ ឯ (安)	全市	32年度	33年度 34年度	35年度	36年度								
里以兄父	量の見込み(案)		351,576	346,938 342,301	337,664	333,027								

現行計画から変更のあった箇所に下線(アンダーライン)を付しています。

地域子	ども・子育てえ	支援事業			ア 妊婦にタ	対して健康語	変変を実施する事業						
	本市事	事業				妊婦健康診	⋛						
	対象年齢					_							
	指標(単位)			延べ受診回数(年間)(回/年)									
年度 32		32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	備考						
	全市	351,576	346,938 342,301 33		337,664	333,027							
	鶴見区	32,025	31,602	31,180	30,758	30,335							
	神奈川区	25,294	24,960	24,626	24,293	23,959							
量の	西区	11,660	11,506	11,352	11,198	11,045							
の 見 込 み	中区	14,755	14,561	14,366	14,172	13,977							
	南区	15,926	15,716	15,506	15,296	15,086							
暫定値	港南区	17,233	17,006	16,779	16,551	16,324							
他	保土ケ谷区	17,160	16,934	16,708	16,481	16,255							
	旭区	18,767	18,520	18,272	18,025	17,777							
	磯子区	15,014	14,816	14,618	14,420	14,222							
	金沢区	14,785	14,590	14,395	14,200	14,005							
	港北区	43,445	42,872	42,299	41,726	41,152							
	緑区	17,001	16,776	16,552	16,328	16,104							
	青葉区	28,372	27,998	27,623	27,249	26,875							
	都筑区	21,606	21,321	21,036	20,751	20,466							
	戸塚区	25,582	25,244	24,907	24,569	24,232							
	栄区	9,712	9,584	9,456	9,328	9,200							
	泉区	12,893	12,723	12,553	12,383	12,213							
	瀬谷区	10,346	10,209	10,073	9,936	9,800							

				<u> </u>									
						次期計	十画 (H32	~H36年度)	現行計画(H27~H31年度)				
	地域子ども・子	子育て支援事業	*	イ 乳児家庭全戸訪問事業									
	本市事業			こんにちは赤ちゃん訪問事業									
				子育ての孤立化を防ぐため、生後4か月までの赤ちゃんのいるすべての家庭を、地域の訪問員(横浜市子育て支援者、民生委員・児童委員、主任児童委員等)が区役所と連携し て訪問し、育児情報の提供等を行います。									
	対象年齢			O歳									
			<u></u>	国「基本指針」による									
	算出根拠		方法	※「手引き」に算定方法の記載無し									
量の見込み(案)算出の考え			₩ 255	■国の「基本指針」における参酌標準(抜粋) 出生数等を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。 ■国の「基本指針」における参酌標準(抜粋) 出生数等を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。									
				■「基本指針」を踏まえた本市における算出方法 「量の見込み」=「各年度0歳推計人口数」×「各年度訪問率※」 ※各年度訪問率は、各区の31年度見込値を基礎として、前年度比100.6% (27~29年度の伸び率の平均)で推移するものとする。 ただし、区別訪問率の過去最高値98.6%(28年度保土ケ谷区の実績)を上限とする。 「基本指針」を踏まえた本市における算出方法 「見込量(件)」=「各年度0歳推計人口数」×「各年度訪問率」 ・各年度訪問率は、現状訪問率の伸びを加味して、31年度の目標値を90%に設定し、量の見込みを設定した。									
方	1	指標(単位)	訪問件数(年間)(件/年) 及び 訪問率(%)										
		行計画からの 更等の考え方	・「現状訪問率の伸び」を、前年度比100.6%(27~29年度の伸び率の平均)で推移するものとした。 ・前年度比100.6%で推移した場合、36年度の目標値が100%を超えてしまう区があるため、該当区については、区別訪問率の過去最高値98.6%(28年度保土ケ谷区の実績)を上限とした。										
			32年度	33年度	34年度	35年度	36年度						
量の見	見込み(案)	全市	24,861	24,675	24,579	24,539	24,524						

現行計画から変更のあった箇所に下線(アンダーライン)を付しています。

93.9%

94.4%

95.0%

95.5%

96.0%

量の見込み・確保方策算出シート

	本市事	- Alle		イ 乳児家庭全戸訪問事業							
		≩	こんにちは赤ちゃん訪問事業								
	対象年齢		O歳								
	指標(単位)		訪問件数(年間)(件/年) 及び 訪問率(%)								
左	丰度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	備考				
	Δ±	24,861	24,675	24,579	24,539	24,524					
	全市	93.9%	94.4%	95.0%	95.5%	96.0%					
	鶴見区	2,267	2,265	2,260	2,267	2,270					
	晦兄	95.7%	96.3%	96.9%	97.5%	98.1%					
	神奈川区	1,816	1,818	1,821	1,816	1,804					
	1年末川凸	95.5%	96.1%	96.7%	97.3%	97.9%					
	西区	696	695	691	690	685					
		90.5%	91.0%	91.5%	92.0%	92.6%					
	中区	834	832	832	832	832					
	,	90.5%	91.0%	91.5%	92.0%	92.5%					
	南区	1,097	1,089	1,087	1,086	1,078					
		91.4%	91.9%	92.5%	93.1%	93.7%					
	港南区	1,157	1,134	1,118	1,104	1,090					
量		90.5%	91.0%	91.5%	92.0%	92.6%					
の目	保土ケ谷区	1,379	1,390	1,404	1,420	1,437					
の 見 込 み	.,,	98.6%	98.6%	98.6%	98.6%	98.6%					
	旭区	1,403	1,373	1,358	1,344	1,335					
暫定値		93.7%	94.3%	94.9%	95.5%	96.1%					
定	磯子区	1,136	1,125	1,113	1,106	1,099					
1世		94.5%	95.1%	95.7%	96.3%	96.9%					
	金沢区	1,052	1,028	1,013	1,006	991					
		93.4%	94.0%	94.6%	95.2%	95.8%					
	港北区	3,004	3,003	2,998	3,003	3,008					
		96.3%	96.9%	97.5%	98.1%	98.6%					
	緑区	1,243 90.5%	1,234	1,230	1,225 92.0%	1,232					
		1,983	91.0% 1,979	91.5% 1,989	1,997	92.6% 2,013					
	青葉区	91.1%	91.6%	92.1%	92.7%	93.3%					
		1,502	1,483	1,478	1,482	1,492					
	都筑区	94.9%	95.5%	96.1%	96.7%	97.3%					
_		1,931	1,910	1,903	1,902	1,907					
	戸塚区	92.1%	92.7%	93.3%	93.9%	94.5%					
		655	641	628	616	611					
	栄区	92.7%	93.3%	93.9%	94.5%	95.1%					
		985	968	951	938	933					
	泉区	97.8%	98.4%	98.6%	98.6%	98.6%					
		721	708	705	705	707					
	瀬谷区	96.1%	96.7%	97.3%	97.9%	98.5%					

								期計画(H32~H36年度)	現行計画(H27~H31年度)		
	地域子ど	も・子育て支	接事業							短期支援事業		
		本市事	業						子育て短期支援事業(①ショ	ıートステイ、トワイライトステイ)		
		事業内]容			援センター				くなった場合に、児童を児童家庭支援センター等で短期的な預かりを実施します。利用にあたっては、 方から夜間にかけて預かりを行う「トワイライトステイ」、休日や学校が長期休業の場合の「休日預かり」		
		対象年	一龄						O歳~(おお	おむね)12歳		
			7	方法					本市独自6	の方法による		
量の見込み(案)算出の考え・	算出	根拠	†	既要	型、冠婚葬祭 本市にお総 「量の見きでは、 ・「相度の ・「相度の ・「利用の ・」(・ 「利用の ・ 「利用のの ・ 「利用の ・ 「利用の ・ 「利用の ・ 「利用の ・ 「利用のの ・ 「利用のの ・ 「利用の ・ 「利用の ・ 「利用の ・ 「利用のの ・ 「利用のの ・ 「利用の ・ 「利用の ・ 「利用の ・ 「利用のの ・ 「 ・ 「 ・ 「 ・ 「 ・ 「 ・ 「 ・ 「 ・ 「	ける当該事業シーナる当該事業シーナる度(人) 算(不) リカス (人) 第(人) 第(人) 第(人) 第(人) 第(人) 第(人) 第(人)	の主たる事業 ユ、保護者・ 6年度)の量(「推計対象児 ((人)」=要(対象児童数は ディー <u>0.12</u> 、トワ E度)に向けて いては、31年	家族の病気なの病気ない。 見数(人) ン 最後(人) ン はいる。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	支援家庭等であり、国の「手引き」による対象者(全家庭類 ど)とは異なるため、市独自の方法により算出する。 「利用率」 R護児童数等の推計値を基礎とする。 1.09 (平成29年度の実績による割合) ニーズが順次顕在化するものと仮定し、36年度の量の見込 ら均等に量が推移するものとして算出。 は、別紙1-7参照	■本市における算出の考え方 本市における当該事業の主たる事業対象者は要支援家庭等であり、国の「手引き」による対象者(全家庭類型、冠婚葬祭、リフレッシュ、保護者・家族の病気など)とは異なるため、市独自の方法により算出する。 ■本市における算出方法 「量の見込み(人)」=「推計対象児童数(人)」×「利用率」 ・「推計対象児童数(人)」=要保護児童等数		
方		指標(単	(位)						延べ利用者数	(年間)(人/年)		
		現行計画 変更等の ³			・算出方法に用いている「利用率」を直近の実績による割合に変更。 ・途中年度(32~35年度)の量の見込みについては、31年度見込値から均等に量が推移するものとして算出。							
				32年度	33年度	34年度	35年度	36年度				
量の見	.込み(案)	全市	ショート ステイ	601	629	656	683	710				

現行計画から変更のあった箇所に下線(アンダーライン)を付しています。

5,785

5,951

6,118

6,285

6,452

地域子	ども・子育て	支援事業				ウ 子育	て短期支援	事業
	本市	事業		子	育て短期支	援事業(①	ショートスティ	イ、トワイライトステイ)
	対象年齢					O歳~(おおむね)1	2歳
	指標(単位)				延べ利用者	数(年間)(.	人/年)
	年度		32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	備考
		ショートステイ	601	629	656	683	710	
	全市	トワイライトステイ	5785	5951	6118	6285	6452	
	# P F	ショートステイ	50	53	56	59	61	
	鶴見区	トワイライトステイ	480	500	520	539	557	
	神奈川区	ショートステイ	36	38	41	43	45	
	サボ川区	トワイライトステイ	350	364	378	392	405	
量	西区	ショートステイ	15	16	17	18	19	
の		トワイライトステイ	143	150	155	164	169	
見込	中区	ショートステイ	22	23	24	25	26	
み		トワイライトステイ	207	215	223	232	240	
暫	南区	ショートステイ	27	28	29	30	32	
暫 定 値		トワイライトステイ	257	264	272	280	290	
1但 ·	港南区	ショートステイ	32	32	33	34	36	
		トワイライトステイ	303	307	312	316	323	
	保土ケ谷区	ショートステイトワイライトステイ	31 297	32 307	34 319	36	38	
		ショートステイ	38	39	40	42	43	
	旭区	トワイライトステイ	362	370	377	384	389	
		ショートステイ	26	28	29	30	32	
	磯子区	トワイライトステイ	252	262	271	279	289	
	A 70.00	ショートステイ	30	31	31	32	33	
	金沢区	トワイライトステイ	286	290	293	296	301	
	港北区	ショートステイ	58	61	64	68	72	
	冷化区	トワイライトステイ	554	578	601	625	650	
	緑区	ショートステイ	31	33	34	35	37	
	小水 下了	トワイライトステイ	301	310	317	326	332	
	青葉区	ショートステイ	53	55	58	60	62	
	.,,,,,	トワイライトステイ	512	524	537	550	566	
	都筑区	ショートステイ	43	45	47	48	50	
		トワイライトステイ	415	425	435	443	451	
	戸塚区	ショートステイ	48	50	52	55	57	
	戸塚区	トワイライトステイ	465	477	489	503	514	
	栄区	ショートステイ	18	19	19	19	20	
		トワイライトステイ	175	177	177	178	179	
	泉区	ショートステイ	24	25	26	26	27	
		トワイライトステイ	232	235	239	243	246	
	瀬谷区	ショートステイトワイライトステイ	20 193	21 197	22 201	22 202	23	
		アプイプイドヘナイ	193	197	201	202	200	

							ク	マ期計画((H32~H36年度)	現行計画(H27~H31年度)			
	地域子ど	も・子育て支	援事業						ウ 子育で知	短期支援事業			
		本市事	業						子育て短期支援事業(②母子生	E活支援施設緊急一時保護事業)			
		事業内線	容		DVからの 2 妊娠期3	支援事業 保護事業の	急の保護を	要する母子		の危機から母子を保護するとともに、相談・支援等を行い、母子世帯の福祉の向上を図ります。 母子生活支援施設に一時的に入所させ、妊娠中から保健指導等を含む支援を行い、安定した生活基			
		対象年	齢						O歳~17歳(同]伴児童の年齢)			
			7.	法					本市独自 <i>0</i>	の方法による			
量の見込み(案)算出の考え	算出根拠 概要				による対象者 より算出する ■本市におり 本市におり	は国の「子育」 者(全家庭類語 う。 ナる算出方法 ナる母子生活	て短期支援署型、冠婚葬祭 型、冠婚葬祭 支援施設緊	そ、リフレッシュ、仔	みの中で実施しているものであるが、内容が国の「手引き」 R護者・家族の病気など)とは異なるため、市独自の方法に <u>B業の見込み量及びH28年度からモデル実施、H29年度か</u> 算出する。	■本市における算出の考え方 当該事業は国の「子育て短期支援事業」の枠組みの中で実施しているものであるが、内容が国の「手引き」による対象者(全家庭類型、冠婚葬祭、リフレッシュ、保護者・家族の病気など)とは異なるため、市独自の方法により算出する。 ■本市における算出方法 本市における母子生活支援施設緊急一時保護事業の利用実績の推移から算出する。 平成21年度~25年度の平均(57世帯)と25年度の実績(62世帯)とを比較した伸び率を29年度まで反映 ※平成27年度中の母子生活支援施設の定員増に伴う施設本入所への円滑な移行により、29年度まで増加 ※平成26年度は67世帯と想定 ※区別の見込み量は、【各区女性人口/全市女性人口】割合で計算			
方		指標(単	位)		L 延べ利用世帯数(年間)(世帯/年)								
		現行計画か 変更等の考			平成28年度	平成28年度にモデル実施し、平成29年度から本格実施した妊娠期支援事業について、年間の利用世帯数を推計し、前回算出した事業量に加えた。							
量の見	32年度 25 全市 9:				33年度 92	34年度 92	35年度 92	36年度 92					

現行計画から変更のあった箇所に下線(アンダーライン)を付しています。

地域子ど	も・子育て支援事 業		ウ 子育て短期支援事業										
	本市事業		子育	て短期支援	事業(②母-	子生活支援	施設緊急一時保護事業)						
交	才象年齢				0歳~17歳	(同伴児童(D年齢)						
指	標(単位)			延	ベ利用世帯	数(年間)(世帯/年)						
	年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	備考						
	全市	92	92	92	92	92							
	鶴見区	7	7	7	7	7							
	神奈川区	6	6	6	6	6							
	西区	2	2	2	2	2							
	中区	4	4	4	4	4							
量の	南区	5	5	5	5	5							
の 見 込 み	港南区	5	5	5	5	5							
	保土ケ谷区	5	5	5	5	5							
暫定値	旭区	6	6	6	6	6							
定値	磯子区	4	4	4	4	4							
<u> </u>	金沢区	5	5	5	5	5							
	港北区	8	8	8	8	8							
	緑区	5	5	5	5	5							
	青葉区	8	8	8	8	8							
	都筑区	5	5	5	5	5							
	戸塚区	7	7	7	7	7							
	栄区	3	3	3	3	3							
	泉区	4	4	4	4	4							
	瀬谷区	3	3	3	3	3							

					ટ	次期計画 (H32~H	86年度)	現行計画(H27~H31年度)					
地	也域子ども・子育で	支援事業							上 記章対策地域協議会その他の者による 「る支援に資する事業					
	本市	事業						①育児支援:	家庭訪問事業					
	事業に	内容			ンターの育児支援! しよう支援します。	家庭訪問員か	、子育ての	不安や孤立感を抱え継続的な支援が必要	と認められる家庭を訪問し育児の相談・支援を行うほか、育児支援ヘルパーを一定期間派遣し安定し					
	対象生	年齢						O歳~	~17歳					
		-+	- :+					国「基本排	国「基本指針」による					
).	方法					※「手引き」に算	出方法の記載無し					
量の見込み(案)算出の考え方	算出根拠	根	既要	見童福祉法に表 見童福祉法に表 見童福祉名 見童福祉名 1 育本	票事業量を設定する。 踏まえた本市におけ 選訪問員 度(平成36年度)の量 <u>筆等数」×「実施を1</u> (<u>電等数」×「実施みを1</u> (<u>遣回数(回/年)」で度(36年度)に向けて</u> 度(32~35年度)に 度(32~35年度)に 度(36年度)にの量 でで、36年度見込みを1 (遺回数(回/年)」で度(36年度)に向けて	及び特定妊娠 る 第出方法 の見、世寸 1.5%とす 1.5%とす 1.5%とす 1.5%とす 1.5%とす 2.36年度的な 2.36年度的な 2.36年度的な 3.37 3.36年度的な 3.37 3.37 3.37 3.37 3.37 3.37 3.37 3.3	対訪問回数([7~29年度平 みを8回とする 一ズが順次 年度見込値か 29年度の 今29年度の 今29年度の でででである。 一ズが順次 年度見込値が 年度見込値が	均:9.0%) 3(27~29年度平均:7.4回) <u>3(27~29年度平均:7.4回)</u> <u>3在化するものと仮定し、36年度の量の見込みら均等に量が推移するものとして算出。</u> 回/年)」 <u>3:1.0%)</u> 3回)とする(27~29年度平均:24.3回) <u>3在化するものと仮定し、36年度の量の見込み</u> ら均等に量が推移するものとして算出。	■国の「基本相評」における学的信単(安自) 児童福祉法に規定する要支援児童及び特定妊婦並びに要保護児童の数等を勘案して、計画期間内に適切と考えられる目標事業量を設定すること。 ■「基本指針」を踏まえた本市における算出方法 ①育児支援家庭訪問員 「量の見込み(回/年)」=「養育支援台帳登録者数」×「実施割合」×「訪問回数(回/年)」 ・「養育支援台帳登録者数」=(25年度登録者数)/(25年度18歳以下推計人口) ×(21~24年度の登録者数平均増加率)×(当該年度の18歳以下人口推計) ・「実施割合」=13.8%(25年度実績) ・「訪問回数」=5.87回(23~25年度の1家庭当たり平均訪問回数) ②育児支援ヘルパー 「量の見込み(回/年)」=「養育支援台帳登録者数」×「実施割合」×「派遣回数(回/年)」 ・「養育支援台帳登録者数」=(同上) ・「実施割合」=1.33%(育児家庭訪問者数の10%を見込む)					
	指標(重	単位)						延べ実施回数	(年間)(回/年)					
	現行計画 変更等の			・「実施割合」及び	ゾ「世帯平均訪問(派	遣)回数(回/	´年)」は、直辺	f進行管理台帳」になっており、そこに登録され £3か年実績(27~29年度)を参考に、支援ニー 込値から均等に量が推移するものとして算出。	ている「要保護児童数」を基礎数値とした。 ズを踏まえ、36年度の見込みを設定した。					
	見込み(案) 全	≟市 家庭		32年度 3.	3年度 34年度 6,790 6,815	35年度 6,840	36年度 6,859							

2,559

2,560

ヘルパー

2,550

2,553

2,556

地域子	ども・子育てす	支援事業		工 養育支	反援訪問事第 要保証	美及び要保記 護児童等に3	蒦児童対策: 対する支援	地域協議会その他の者による に資する事業
	本市事	≨業				①育児支	援家庭訪問	引事業
	対象年齢					0	歳~17歳	
	指標(単位)					延べ実施回]数(年間)([回/年)
	年度		32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	備考
	<u></u>	家庭訪問	6,765	6,790	6,815	6,840	6,859	
	全市	ヘルパー	2,550	2,553	2,556	2,559	2,560	
	鶴見区	家庭訪問	451	486	521	556	590	
	鶴兄 区	ヘルパー	169	181	193	205	220	
	神奈川区	家庭訪問	303	335	367	399	432	
	作示川区	ヘルパー	113	124	135	146	161	
	西区	家庭訪問	192	189	186	183	178	
	FA IÇ	ヘルパー	73	72	71	70	66	
	中区	家庭訪問	431	387	343	299	254	
	76	ヘルパー	163	146	129	112	95	
	南区	家庭訪問	394	372	350	328	308	
	用戶	ヘルパー	149	141	133	125	115	
	港南区	家庭訪問	464	434	404	374	343	
		ヘルパー	176	165	154	143	128	
	保土ケ谷区	家庭訪問	380	376	372	368	363	
	体工が存位	ヘルパー	144	143	142	141	136	
	旭区	家庭訪問	465	451	437	423	411	
量 の	/巴区	ヘルパー	176	171	166	161	153	
の 見 込	磯子区	家庭訪問	370	354	338	322	308	
み	城丁区	ヘルパー	140	134	128	122	115	
斬	金沢区	家庭訪問	348	342	336	330	322	
暫 定 値	並バム	ヘルパー	131	129	127	125	120	
値	淮北区	家庭訪問	583	610	637	664	692	
	港北区	ヘルパー	219	228	237	246	258	
	44.07	家庭訪問	356	356	356	356	356	
	緑区	ヘルパー	135	135	135	135	133	
	青葉区	家庭訪問	445	485	525	565	603	
	月未込	ヘルパー	167	181	195	209	225	
		家庭訪問	406	425	444	463	480	
	都筑区	ヘルパー	152	158	164	170	179	
	戸塚区	家庭訪問	461	483	505	527	548	
	尸塚区	ヘルパー	173	180	187	194	205	
	栄区	家庭訪問	248	234	220	206	192	
	木匠	ヘルパー	94	89	84	79	72	
	白口	家庭訪問	219	229	239	249	260	
	泉区	ヘルパー	82	85	88	91	97	
	海公区	家庭訪問	249	242	235	228	219	
	瀬谷区	ヘルパー	94	91	88	85	82	

9,575

ヘルパー

9,659

9,744

9,827

9,912

						次	期計画(H32~H3	86年度)		現行計画(H27~H31年度)		
	地域子	-ども・子育て支援事業							エ 養育支援		 童対策地域協議会その他の者による する支援に資する事業		
		本市事業								②養育支援	家庭訪問事業		
		事業内容		者の不安の例 支援ヘルパー	頌聴、育児 −を派遣し。 家庭訪問員 の継続訪!	相談・支援、 に待の再発 (社会福祉 問による相談	、家事援助等 発防止等を 注事任用資 談・支援	等のため、養図ることを目 名、保育士	ている養育者に対し 育支援家庭訪問員 的とします。 、看護師、保健師の	員及び養育			
		対象年齢								O歳~	~17歳		
			方法	国「基本打							旨針」による		
			71/4							※「手引き」に算	出方法の記載無し		
量の見込み(案)算出の考え方		算出根拠	概要	と考えられる目 ■「基本	に規事 ま 記 は で で で で で で で で で で で で で で で で で で	要支援児童元 を設定するこ 本市における 手度)の量の =「要保児・ (27~29年度) リ=36年度」 要保児・ (27~29年度) (27~29年度) リ=36年度」	及び特定 では、 では、 のでは、	施割合」×「記 5え方についる 5数/要保護 1とする(27~2 実施割合」×「 5え方についる 5数/要保護 1とする(27~2 一ズが順次罪	訪問回数(回/年)」 では、別紙1-7参照 見童数」の平均) 29年度平均13.5回) 「派遣回数(回/年) では、別紙1-7参照 見童数」の平均) 29年度平均72.5回)	<u>₹</u> 」 <u>₹</u> <u></u> ご ご ご ご ご	■国の「金本相町」におりる参酌標準(安日) 児童福祉法に規定する要支援児童及び特定妊婦並びに要保護児童の数等を勘案して、計画期間内に適切と考えられる目標事業量を設定すること。 ■「基本指針」を踏まえた本市における算出方法 ①養育支援家庭訪問員 「量の見込み(回/年)」=「養育支援台帳登録者数」×「実施割合」×「訪問回数(回/年)」・「養育支援台帳登録者数」=(25年度登録者数)/(25年度18歳以下推計人口) × (21~24年度の登録者数平均増加率)×(当該年度の18歳以下人口推計)・「実施割合」=5.6%(25年度実績)・「訪問回数」=10.58回(23~25年度の1家庭当たり平均訪問回数) ②養育支援へルパー 「量の見込み(回/年)」=「養育支援台帳登録者数」×「実施割合」×「派遣回数(回/年)」・「養育支援台帳登録者数」=(同上)・「実施割合」=2.18%(25年度の実績)・「派遣回数」=2.18%(25年度の実績)・「派遣回数」=2.18%(25年度の実績)・「派遣回数」=2.18%(25年度の実績)・「派遣回数」=4.56回(232,25年度の1人当たり平均派遣回数)		
		指標(単位)								延べ実施回数	(年間)(回/年)		
		現行計画からの 変更等の考え方		・「実施割合」 ・「訪問・派遣	現行計画策定時の「養育支援台帳」は、現在は「要保護児童等進行管理台帳」になっており、そこに登録されている「要保護児童数」を基礎数値とした。 実施割合」は、年度による増減が大きいため、単年度の実績ではなく、直近3か年平均値(27~29年度)を採用することとした。 訪問・派遣回数(回/年)」は、支援ニーズを踏まえ、1世帯あたり回数を設定することとした。 食中年度(32~35年度)の量の見込みについては、31年度見込値から均等に量が推移するものとして算出。								
				32年度	33年度	34年度	35年度	36年度					
量の見	見込み(案)	全市	家庭訪問	4,978	5,030	5,083	5,135	5,187					

現行計画から変更のあった箇所に下線(アンダーライン)を付しています。

地域日	子ども・子育て	支援事業	エ 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による 要保護児童等に対する支援に資する事業									
	本市	事業				②養育支	援家庭訪問	事業				
	対象年齢					0	歳~17歳					
	指標(単位)				延べ実施回	数(年間)(回/年)				
	年度		32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	備考				
	全市	家庭訪問	4,978	5,030	5,083	5,135	5,187					
	Ξη,	ヘルパー	9,575	9,659	9,744	9,827	9,912					
	鶴見区	家庭訪問	423	428	432	437	441					
	あ 祠 グレ 起こ	ヘルパー	811	819	826	833	840					
	神奈川区	家庭訪問	323	326	329	333	336					
	TYXTIE	ヘルパー	649	655	661	666	672					
	西区	家庭訪問	121	122	123	125	126					
	<u> </u>	ヘルパー	243	246	248	250	252					
	中区	家庭訪問	181	183	185	187	189					
		ヘルパー	325	327	330	333	336					
	南区	家庭訪問	222	224	226	229	231					
	TT) E-1	ヘルパー	406	409	413	416	420					
	港南区	家庭訪問	242	244	247	249	252					
	地田區	ヘルパー	487	491	495	500	504					
	保土ケ谷区	家庭訪問	262	265	268	270	273					
	体工り合匠	ヘルパー	487	491	495	500	504					
	旭区	家庭訪問	302	306	309	312	315					
量 の	尼区	ヘルパー	568	573	578	583	588					
見 込	磯子区	家庭訪問	222	224	226	229	231					
み	吸丁区	ヘルパー	406	409	413	416	420					
暫	金沢区	家庭訪問	242	244	247	249	252					
定	业八区	ヘルパー	487	491	495	500	504					
値)	港北区	家庭訪問	504	509	514	520	525					
	LE NO ICC	ヘルパー	974	982	991	999	1,008					
	緑区	家庭訪問	262	265	268	270	273					
	ulest Err	ヘルパー	487	491	495	500	504					
	青葉区	家庭訪問	443	448	453	457	462					
	日本位	ヘルパー	811	819	826	833	840					
	都筑区	家庭訪問	343	346	350	353	357					
	의사내	ヘルパー	649	655	661	666	672					
	戸塚区	家庭訪問	403	407	412	416	420					
	, <u>"</u>	ヘルパー	811	819	826	833	840					
	栄区	家庭訪問	141	143	144	146	147					
	不匠	ヘルパー	243	246	248	250	252					
	泉区	家庭訪問	181	183	185	187	189					
	水区	ヘルパー	406	409	413	416	420					
	瀬谷区	家庭訪問	161	163	165	166	168					
	/快口位	ヘルパー	325	327	330	333	336					

						欠期計画(H32	~H36年度)	現行計画(H27~H31年度)
地	地域子ども・子育て支持	援事業					エ 養育支援訪問事業及び要保護児 要保護児童等に対す	童対策地域協議会その他の者による 「る支援に資する事業
	本市	事業					③要保護児童対策地域協議会(児童	[虐待防止啓発地域連携事業の一部]
	事業	内容		関が円滑に連接本市の「要保護例に直接関わる	携していくことを目 護児童対策地域協 る関係者によって 討会議」は、児童	的として設置し 議会」は、市全 行われる「個別	」ています。 ≥体の代表者による「代表者会議(横浜市子 リケース検討会議」の、3つで構成されていま	ための地域ネットワークで、要保護児童等の適切な保護または適切な支援のため、関係機育てSOS連絡会)」、各区の実務者による「実務者会議(各区虐待防止連絡会)」、個々の事す。 支援方針を検討する重要な会議で、区や児童相談所が継続支援中の要保護児童につい
	対象:	.年齢					O歳~	~17歳
			方法			自針 こよる		
			刀压				※「手引き」に算	出方法の記載無し
量の見込み(案)算出の考え方	算出根拠		概要	児童福祉法に間内に適切と考だ。 ■「基本指針」を計画最終年度 「量の見込みを算量の見込みを算出。 ・「要保護児童数1平成27年度(から出力。以下に児童数の割年度(して、区別の児童3 ①と②を比較する:③ 4 ③の増減率を5 平成36年度の・個別ケース検討・	えられる目標事業 「踏まえた本市にお (平成36年度)の量 件/年)」=「要保 度(36年度)に向け に出。途中年度につ はの算出方法: (H28.3月末時点)の 同じ)を平成27年度 ・算出:① (H30.3月末時点)の 量人口に対する要 し、区別の児童人 を用いて平成36年月 の区別の児童推計 対会議実施割合:3 ら平成29年度の37	童及び特定任好を 量をという。 する算込み 使児童な在の見 でででである。 でででは、31年年度 ででででできます。 での区別のの要ののでである。 の区別のの要ののでである。 でのでできます。 でのできます。 でのできます。 でのできます。 でのできます。 でのできます。 でのできます。 でのできます。 でのできます。 でのできます。 でのできます。 でのできます。 でのできます。 でのできます。 でのできます。 でのできます。 でのできます。 でいてが、また。 でいでが、また。 でいで	リンド個別ケース検討会議実施割合」 一ズが順次顕在化するものと仮定し、36年度の 見込値から均等に量が推移するものとして算 児童数(「要保護児童等進行管理台帳」システム 人口で除して、区別の児童人口に対する要保護 児童数を、平成29年度の区別の児童人口で除	・「養育支援台帳登録者数」の算出方法 1. 25年9月時点の区別の要支援児童及び要保護児童数(以下「要支援児童等数」という) に24年度末の児相の児童虐待新規把握者数の年齢区分(6階層)別の比率を乗じて区別年齢階
	指標()	単位)					要保護児童対策地域協議会における個	
	現行計画 変更等 <i>0</i>			策地域協議会のさらに、区と児童支援台帳システ こうしたことによったことから、この	の調整機関を、区 童相談所の連携: テム」から、「要保 より、平成25年度・ の数値をもとに、((役所が担うこと 食化のため、双 隻児童等進行り 分策定時には、 引別ケース検討	ととなった。 【方で支援が必要な事例を把握し、連携して) 管理台帳システム」にシステム改修を行い、	目として、区と児童相談所が連携して、児童虐待対応を行う体制とした。また、要保護児童対 進行管理ができるよう、共有のランク表を作成し、会議等を行う仕組みとした。併せて、「養育 区と児童相談所の双方で確認できる仕組みをつくった。 要保護児童数が、平成27年度から同一基準でシステムにより正確に把握できるようになっ るものとして算出。
量の見込	込み(案) 全	全市	32年度	33年度 3	34年度 35年月	36年度		
TD /= 51 TT / 5 T	変更のあった箇所に下総	位 /一、 1、	1,674	,	1,707 1,7	1,744		

【用語解説】 要保護児童数: 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童(児童福祉法第6条3第8項規定)として、児童相談所及び区役所が把握している児童の数

要保護児童等数: 要保護児童に加え、「要支援児童」「特定妊婦」を加えた数

要支援児童: 保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童(児童福祉法第6条3第5項規定)として、児童相談所及び区役所が把握している児童の数

特定妊婦: 出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦(児童福祉法第6条2第5項規定)として児童相談所及び区役所が把握している妊婦の数

地域子	-ども・子育てえ	支援事業	エ 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による 要保護児童等に対する支援に資する事業											
	本市事	業	③要	保護児童対	対策地域協 詞	議会(児童虐	(待防止啓発地域連携事業の一部)							
	対象年齢					O歳~1	7歳							
	指標(単位)		要保護	要保護児童対策地域協議会における個別ケース検討会議件数(年間)(件/年)										
:	年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	備考							
	全市	1,674	1,693	1,707	1,722	1,744								
	鶴見区	144	146	147	148	150								
	神奈川区	106	107	108	109	110								
量	西区	44	45	45	45	46								
量の見込み	中区	62	63	64	64	65								
込	南区	75	76	76	77	78								
	港南区	84	84	85	86	87								
(暫 定 値	保土ケ谷区	89	90	91	92	93								
値	旭区	101	102	103	104	105								
	磯子区	75	76	76	77	78								
	金沢区	78	79	79	80	81								
	港北区	169	171	172	174	176								
	緑区	86	87	88	89	90								
	青葉区	147	148	150	151	153								
	都筑区	117	118	119	121	122								
	戸塚区	133	135	136	137	139								
	栄区		47	47	47	48								
	泉区	64	65	66	66	67								
	瀬谷区	54	54	55	55	56								

別 紙 2

地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」(案)

					現	引行計 i	画			カ	ス 期 計 画		
名称	本市事業		単位	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
				計画値 (下段:実績)	計画値 (下段:実績)	計画値 (下段:実績)	計画値 (中間見直し後)	計画値 (中間見直し後)	計画値	計画値	計画値	計画値	計画値
妊婦に対して健康診査を	妊婦健康診査事業		延べ受診 回数(年)	376,340	373,175	370,042	359,161	356,212	351,576	346,938	342,301	337,664	333,027
実施する事業	对种性体的直带术		回数(年)	368,658	357,955	347,850	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	330,212	331,370	340,330	342,301	331,004	333,021
			訪問件数	25,229	24,921	24,625	27,728	27,273	24,861	24,675	24,579	24,539	24,524
乳児家庭全戸訪問事業	こんにちは赤ちゃん訪問事業		(年)	28,152	27,723	26,348		21,210	21,001	21,010	21,010	21,000	
33333227 433133 333			訪問率	87.4%	88.6%	89.7%	93.3%	93.4%	93.9%	94.4%	95.0%	95.5%	96.0%
			(年)	91.0%	93.2%	92.1%)						
	ショートステイ		延べ利用 者数(年)	189	207	231	515	574	601	629	656	683	710
			11数(千)	(※) 721	(**) 400	(*) 493							
子育て短期支援事業	トワイライトステイ	延べ利用 者数(年)	3,642	4,040	4,476	5,028	5,618	5,785	5,951	6,118	6,285	6,452	
		有剱(年)	(※) 3,962	(※) 4,073	(*) 4,556	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	,	,	,	,	,	,	
	母子生活支援施設緊急一時保護事	延べ利用 世帯数	72	77	82	82	82	92	92	92	92	92	
		母子生活支援施設緊急一時保護事業			73	92				ÿ <u> </u>	0 -	2 32	
		家庭	延べ実施	4,527	4,954	5,432	6,067	6,740	6,765	6,790	6,815	6,840	6,859
	育児支援家庭訪問事業	訪問	回数(年)	(*) 3,782	(※) 3,880	(*) 4,462	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	3,110	3,100	0,100	0,010	0,010	
		ヘル	延べ実施	1,713	1,875	2,056	2,291	2,547	2,550	2,553	2,556	2,559	2,560
苯去土瓜共用市米亚水		パー	回数(年)	(※) 1,490	(※) 1,423	(*) 1,615	•	2,011	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
養育支援訪問事業及び 要保護児童対策地域協 議会その他の者による要		家庭	延べ実施 回数(年)	3,313	3,624	3,978	4,437	4,927	4,978	5,030	5,083	5,135	5,187
義会その他の者による要 保護児童等に対する支	養育支援家庭訪問事業	訪問	回数(年)	(※) 3,009	(※) 2,834	(※) 2,960	•	1,321	1,310	5,050	5,005	5,100	5,101
	及口人派办院的凹于不	ヘル	延べ実施	5,432	5,941	6,517	8,546	9,491	9,575	9,659	9,744	9,827	9,912
	パー 回	回数(年)	(※) 7,118	(*) 7,931	(※) 7,557	•	3,431	2,010	3,000	J,111	3,021	5,512	
		検討会議 件数(年)	951	1,039	1,135	1,498	1 650	1,674	1,693	1,707	1,722	1,744	
要			1,408	1,517	1,629	•	8 1,659	1,074	1,035	1,101	1,122	1,744	

[※] 量の見込みの実績値欄について、事業の性格や実施状況によりニーズ量を正確に把握することが困難な場合には、当該事業の実情に応じて利用実績等を記載しています。

						行 計 區	<u> </u>			ટ	欠期計 画	Ī	
名称	本市事業		単位	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
				計画値 (下段:実績)	計画値 (下段:実績)	計画値 (下段:実績)	計画値 (中間見直し後)	計画値 (中間見直し後)	計画値	計画値	計画値	計画値	計画値
病児保育事業	病児保育事業		実施箇所	27	27	27	27	27	29	29	29	29	29
MIKHTK	がいがらず 未		数	27	27	27	21	21	29	23	29	29	29
	横浜子育てパートナー		実施箇所	23	23	23	23	23	27	27	27	27	27
			数	23	23	23	20	20	21	21	21	21	21
利用者支援に関する事	保育・教育コンシェルジュ事業		実施箇所	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18
業	W.U. 37U-77 -117	数	18	18	18		10	10	10	10	10	10	
	母子保健コーディネーター	実施箇所	_	_	_		_	18	18	18	18	18 18	
		数	_	_	_								
地域子育て支援拠点事	地域子育て支援拠点事業、親と子の ³ 場事業、保育所子育てひろば、幼稚園	子のつどいの広 が稚園はまっ子 者数(月)		57,045	60,488	63,918	71,504	77,695	79,177	80,660	82,143	83,626	85,109
業	広場事業等	対はみり」	者数(月)	(%) 61,800	(※) 62,614	(%) 62,535	· ·	11,095	19,111	80,000	02,143	03,020	05,105
		1号認定	延べ利用	554,519	561,438	568,348	593,474	616,749	287,194	288,348	289,502	290,656	291,810
	幼稚園での一時預かり	利用	者数(年)	(※) 522 , 192	(※) 541,479	(※) 537,103	393,474	010,749	201,194	200,340	209,502	290,000	291,010
一時預かり事業、子育て	A)√4年14日 C C トム 1台 いん	2号認定	延べ利用 者数(年)	555,575	591,043	626,504	944,179	1,011,470	1,247,808	1,286,704	1,325,600	1,364,496	1 403 301
援助活動支援事業	2号談定 列 利用 者		者数(年)	(※) 702,423	(※) 790,263	(※) 877,749	344,119	1,011,470	1,247,000	1,200,104	1,020,000	1,304,430	6 1,403,391
	その他(保育所での一時保育、横浜保育室 育、乳幼児一時預かり事業、親と子のつど	延べ利用	365,351	408,861	452,358	518,102	502 042	366,933	379,963	392,993	406 022	419,053	
育、	育、乳幼児一時預かり事業、税と子の Jと の一時預かり、横浜子育てサポートシステ.	者数(年)	(※) 313,756	(※) 315,111	(※) 306,763		583,843	300,933	379,903	392,993	993 406,023		

[※] 量の見込みの実績値欄について、事業の性格や実施状況によりニーズ量を正確に把握することが困難な場合には、当該事業の実情に応じて利用実績等を記載しています。